

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)について

従来の医療費控除制度の特例として、平成29年1月から新たにセルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制)が施行されると聞きました。制度の概要を教えてください。

1. 制度の概要

セルフメディケーション税制は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(以下「スイッチOTC医薬品」という。)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

具体的には、①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、②予防接種、③定期健康診断(事業主健診)、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品を購入し、その費用が年間1万2千円を超えた場合、1万2千円を超える部分の金額(年間8万8千円を限度)を、その年分の総所得金額等から控除できるという制度です。

なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の

医療費控除の適用を受けることができません。どちらか一方を選択することになりますので、注意が必要です。

2. 対象となる医薬品について

OTC医薬品(一般用医薬品)とは、薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品のことですが、本制度の対象となるスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から一般用へ転用された医薬品で、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものは除かれます。(スイッチOTC医薬品には、下記の共通識別マークが表示されます。)



かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などが例示されていましたが、湿布薬に使われるインドメタシンやフェルビナクなども対象となることが明確になったため、当初の予想よりも多くの人が利用できそうです。

レシート(領収書)に「当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨」が記載されることとなりますので、申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、スイッチOTC医薬品の購入合計金額をレシート(領収書)で集計し、確認することになりますので、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。